

## 空き家・空き地と一緒に農地を売りたい人・買いたい人！

「白石町空き家・空き家バンクに登録された空き家・空き地に付随する農地」を空き家・空き地とともに取得する場合、農地法第3条による下限面積（別段面積）要件は1㎡です。

空き家・空き地に付随した農地については、移住定住を促進し、農地の有効活用の推進・遊休農地の発生を抑制することを目的としています。

### 《 手続きの流れ 》

1. 白石町空き家・空き地バンクに登録された空き家・空き地に付随する農地について「特例農地の指定申請書」を農業委員会へ提出（農地所有者）
2. 農業委員会総会にて審議
3. 農地所有者へ判断結果の通知
4. 農地法第3条許可申請書を農業委員会に提出（農地所有者＋農地取得者）
5. 農業委員会総会にて審議し、許可書発行



※ 空き家と農地については要件等がありますので、詳しくはお問い合わせください。

#### 問い合わせ先

白石町農業委員会事務局（TEL 0952-84-7127）

総合戦略課重点プロジェクト係（TEL 0952-84-7132）